

# A I 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について

令和5年11月7日

特許庁 審査第一部 調整課 審査基準室



## 知的財産推進計画2023への対応

### (施策の方向性)

- ・ 創作過程におけるAI の利活用の拡大を見据え、進歩性等の特許審査実務上の課題やAIによる自律的な発明の取扱いに関する課題について諸外国の状況も踏まえて整理・検討する。(短期) (内閣府、経済産業省)
- ・ これまで以上に幅広い分野において、創作過程における AI の利活用の拡大が見込まれることを踏まえ、AI 関連発明の特許審査事例を拡充し、公表する。また、AI 関連発明の効率的かつ高品質な審査を実現するため、AI 審査支援チームを強化する。(短期) (経済産業省)

### ●調査研究の実施 (2023年8月～2024年3月) …【対応中】

諸外国の状況も踏まえて、以下の事項の整理・検討を開始。

- (1) 最新のA I の技術水準や、発明の創作過程におけるA I の利活用の状況
- (2) 創作過程におけるA I の利活用の拡大により生じる特許審査実務上の課題
- (3) A I による自律的な発明の取扱いに関する課題

### ●AI審査支援チームの体制強化 (2023年10月) …【対応済】

AI担当官を13名から38名に増員し、全ての審査室に1名ずつ配置。

→これまでAI技術の活用がみられなかった分野においてもAI関連発明の審査を適切にサポート。

### ●AI関連発明の特許審査事例の拡充・公表 (2023年度中) …【対応予定】

AI関連発明の特許審査事例を年度内に追加予定。

→出願人等にAI関連発明の特許審査の運用を分かりやすく説明。

## 1. AI を利用した発明の取扱いの在り方

### 【現行知財制度の整理と問題意識】

特許法は、発明者がその発明について特許を受けることができると規定しており、自然人によって創作されたものであることが前提であるところ、AI技術の急速な進展を踏まえ、改めて、AIを利用した発明についての現行法制度上の考え方について、整理・検討する必要がある。

### 【具体的な課題例】

#### ● AIを利用した発明に係る現行法制度上の発明者の要件の考え方の整理

- ・ 生成AIをはじめとしたAI技術の進展を踏まえ、発明の各過程（①課題設定、②解決手段候補選択、③実効性評価）においてどの程度自然人が関与していれば自然人の発明と認められるか。

発明者概念については、学説及び判例によって多少相違があるものの、一般に発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者を発明者とするという考え方が示されている。

また、AIを利用した発明については、自然人が学習用データの選択や、学習済みモデルへの指示等に関与することが想定されており、自然人はその発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与している。

したがって、AIを利用した発明についても、現段階では現行法制度上の発明者の要件の考え方で対応可能ではないか。

- 米国特許商標庁が2023年2月より実施したパブコメにおいて、現状においてAIは発明者として認められるレベルでは発明の創作に関与しておらず、自然人が所定の目的を達成するようAIを調整したり、AIの出力を分析するなどにより発明を創作している、という意見がある（Google、Microsoft）。
- 欧州特許庁は、「AI を利用した発明の取扱いの在り方」についてパブコメを行っていない。

## 2. A I の利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査上の課題

### 【現行知財制度の整理と問題意識】

特許要件として、例えば、発明の進歩性が求められており、これは当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）を基準として行われる（特許法29条2項）。そこで、AI技術の急速な進展を踏まえたときに、発明の特許性の考え方にどのような影響が生じているか、検討する必要がある。

### 【具体的な課題例】

#### ● AI技術の進展による現行法制度上の特許要件への影響の整理

- ・ AI技術の進展により、特許審査における「進歩性」の判断をはじめ、発明の特許性の判断にどのような影響が生じるか。

- AIの存在が進歩性のレベルに影響を与える可能性など、様々な意見があり、AI技術の急速な進展が特許性の判断にどのような影響を与えるかを注視する必要がある。
- これまでも特許審査をする際には、その分野の技術の常識や技術の発展を考慮しながら進歩性の判断を行っており、AI技術の進展についても、進歩性のレベルを適切に設定して判断を行う必要がある。

- 米国特許商標庁が2019年8月より実施したパブコメでは、AIの存在は進歩性のレベルに影響を与える可能性があるという意見が多い（なお、米国特許商標庁が2023年2月より実施したパブコメでは、この点について意見募集が行われていない）。
- 欧州特許庁は、「A I の利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査上の課題」についてパブコメを行っていない。